

平成28年9月9日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年9月9日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

1番	山崎 清弘	3番	桑原 壽	4番	棒引 昭治
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登
9番	更井 寛司	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅
13番	田渕 宏	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
		34番	中村 洋子	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強	39番	蔭地 明一

欠席者 2番 玉置 俊裕 24番 寒川 加代子 27番 溝口 健治  
30番 松窪 俊英 33番 川井 洋之 35番 矢敷 勇氣男  
事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏  
会議録署名委員 26番 鈴木 直孝 28番 上中 悠司

議長 長 皆さん、こんにちは。朝晩は漸く秋めいてきましたが、今日は真夏の日差しで、体に堪えるようでございます。梅干の方は明るいニュースですが、例年より売上げがあるかと思っております。みかんもかなり糖度が良いようで、高単価で売れるような話題でございます。少しは農家の方にも潤いを頂きたいところでございます。それと、先日から農地パトロールが始まっています。大変ご苦労さまでございます。県も農地利用の集積をかなり進めてもらいたいということで、その集積率によって国の交付金が決定するということだそうです。皆さんご協力のほどよろしくお願い致します。それでは早速、定例会を始めさせていただきます。

議長 長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約についての報告がございます。事務局の説明をお願いします。

農振課 田上 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の378㎡、他1筆、合計1,220㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日が平成28年8月25日です。以上、報告させていただきます。

議長 長 はい、ありがとうございます。農用地利用集積計画の合意解約について、ご意見ございませんか。

委員 全員 なし。

議長 長 ないようですので、報告とさせていただきます。続けて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について、事務局の説明をお願いします。

農振課 田上 それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利

用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の512㎡、他2筆、合計1,470㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年10月1日から平成34年9月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,742㎡、他2筆、合計3,202㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年10月1日から平成34年9月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,500㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とみかん、期間は平成28年10月1日から平成34年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,840㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万5千円、持参払い、期間は平成28年10月1日から平成36年8月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の954㎡、他1筆、合計1,101㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年10月1日から平成34年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の7,157㎡、他1筆、合計12,539㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年10月1日から平成34年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の155㎡、他1筆、合計572㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年10月1日から平成38年9月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,781㎡、他1筆、合計3,370㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年10月1日から平成38年9月30日の新規です。合計8件、16筆、28,594㎡、貸手8名、借手6名です。以上、ご審議願います。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番と2番は、借り手が〇〇〇になっていますが、〇〇〇で野菜を作っています。2年程前から新規就農ということでやっています。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。親子です。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ということで異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。新規ですが、従来から農業をしています。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手は4haの梅畑を持ち、綺麗に管理しています。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。

〇〇番 議	委員 長	〇〇番〇〇です。異議ございません。 はい、8番。
〇〇番 議	委員 長	〇〇番〇〇です。農業公社に貸し出すということで異議ございません。 はい、8件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 議	全員 長	異議なし。 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番玉置俊裕委員さん、24番寒川加代子委員さん、27番溝口健治委員さん、30番松窪俊英委員さん、33番川井洋之委員さん、35番矢敷勇氣男委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、26番鈴木直孝行委員さん、28番上中悠司委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
松平	主査	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,255㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は650㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は61㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は141㎡、他1筆、合計214㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は219㎡、他13筆、合計23,640㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は206㎡、他1筆、合計380㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は378㎡、他2筆、合計1,809㎡の内1,693.92㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は848㎡、他1筆、合計1,024㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書ありです。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は209㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売

買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は296㎡、他1筆、合計541㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上10件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは後継者でございます。異議ございません。  
議 長 はい、2番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。  
議 長 はい、3番  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番、5番、6番ですが、譲渡人は〇〇〇に行かれて長く、またイノシシ等の被害が多いことから、近接の方に相談したということです。皆さん専業農家です。異議ございません。

議 長 はい、7番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。  
議 長 はい、8番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。住宅と一緒に付随する農地を購入するということです。異議ございません。

議 長 はい、9番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。  
議 長 はい、10番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは〇〇〇が実家であり、〇〇〇〇さんの両親が〇〇〇〇さんの実家近くに住んでおり、息子が両親と一緒に譲り受けた田を管理するということです。異議ございません。

議 長 はい、以上10件とも異議なしとのことです。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は325㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設325㎡、着工日、工事期間は9か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書ございます。農地法第4条の許可をいただく前に、工事業者が整地工事、崩落防止工事に一部着手してしまいました。私からの工事業者への説明の仕方が十分でなかったために、結果的に工事着手となってしまいました。現在、私からの厳命で工事を停止させています。農地法の許可が出るまで工事再開は絶対させないことを誓約いたします。今後は農地法関係諸法令に留意し、許可の必要な案件については農業委員会と相談のうえ、適切に対応し、法令を遵守いたします。こ

の土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。去る9月7日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請1件、5条申請4件、形状変更3件について現地調査を行いました。4条について説明させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約400mで、現況は休耕地で、太陽光パネルを設置することです。東側と北側も同意書ありますし、始末書も提出されております。排水等は自然浸透ですので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。排水や隣接農地についても影響ないということで、異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この場所は〇〇〇〇とは、離れているのですか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。離れた場所です。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。はい、わかりました。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請についてと関連して議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 6ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は188㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟55.72㎡、駐車場・庭園等が132.28㎡、合計188㎡、着工日、工事期間は許可日より10か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書ございます。私は当該土地を平成25年10月12日に相続しましたが、その頃から既に現在のような状況でありました。県道の新設に伴う買収があったため、耕作面積の減少により、水田ができなくなり、仕方なく埋め立てたとのことであり、所定の事務手続きを怠っていることが分かりました。何卒寛大なるご配慮をお願いします。この土地は周囲を道路に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,449㎡、他1筆、合計1,826㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,826㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は当初抜き、隣接同意、水利同意は

ございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は523㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設523㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は638㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は店舗併用住宅1棟74.52㎡、駐車場等563.48㎡、合計638㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成26年10月24日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上4件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。続きまして、議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）です。これは農地法第5条申請の〇〇〇〇に関連する事業計画変更申請です。備考を見ていただきます。理由ですが、当初計画者は平成26年12月に店舗・ガーデン等へ転用する目的で農地法第5条の許可を受け、申請地を譲り受けましたが、今日まで転用せずにいました。今回、店舗・個人住宅及び駐車場等用地として譲渡したく、農地法第5条申請と合わせて申請するものです。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約600m、現況は雑種地、隣接状況は東側が田で同意書あり、南側が公衆用道路、西側が県道、北側が田で同意書ありです。隣接同意と水利組合の同意もあり、始末書もあり問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より南へ100m、現況は梅畑で植えて5、6年の木があり、面積もかなり広いところでありました。隣接地には既に太陽光パネルが設置されております。申請者は高齢で農業ができず、太陽光発電施設用地として譲渡したいというものであります。隣接状況は東側が田で同意有り、南側が田で譲渡人所有地、西側が宅地及び雑種地、北側が田で同意有りです。ここは川の近くで被害があったようですが、そのようなこともあり、太陽光発電施設にしたいということであります。地区内ではいろいろな問題を抱えているようですが、現地調査におきましては問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ300m、現況は野菜畑、隣接状況は東側が宅地及び雑種地、南側と西側が市道、北側が畑と宅地で畑は同意書ありです。転用理由は農業経営ができず、条件の良い申請地を太陽光発電施設として譲渡したいということです。雨水は自然浸透で側溝も近くにあり問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より西へ350m、現況は休耕畑、隣接状況は東側が畑、雑種地、山林で畑は同意書あり、南側は山林及び宅地、西側は公

衆用道路及び宅地、北側は公衆用道路です。転用理由は〇〇〇〇さんが既に申請した場所を〇〇〇〇さんが店舗と駐車場で活用するという事です。問題ないと思います。以上です。

議 長  
〇〇番 委員

はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。

議 長  
〇〇番 委員

はい、2番。〇〇番〇〇です。本件については、太陽光を設置することによって水害で水位が上がってくるということで、地域の方々が不安になっています。何度か地域の方々にお会いしており、農地法から言えば止められないので、許可は仕方ないなということです。その中で要件が2つあり、1つは〇〇〇〇に対して水害時に補償を完全にせよということと、もう1つは、今の法律はなぜ、周辺の同意をもらえるようにしないのかということです。全国的にも大なり小なりこのようなことが起こっていると思います。そのような地元の要求を受けて、農業委員として、行政局や農業委員会会長や事務局には話をしておきますと言っており、それを受けて了解を得ています。以上です。

議 長  
平田 局長

はい、ありがとうございます。今の件について、事務局はどうですか。農地を転用する場合に、許可できない要件がございまして、1つ目は土砂の流出や崩壊、その他の災害が発生する恐れがある場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがあり場合、その他の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合には転用の許可をすることができないということが農地法に記されています。周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れがないことを証明するために、その転用することによって一番被害を受ける隣接の農地の所有者の方の同意書の提出を求めているわけです。それ以外にも、委員さんがおっしゃられたように、隣接以外にも災害など発生する恐れがある場合につきましては、その農地法には条件を付けて許可するという事も謳われております。ですから、隣接以外にも地元町内会の意見書や同意を得るよう指導はできることとなっています。ただし、同意書がなかったからといって許可をしないというわけにもいかない。同意書が得られない場合は、交渉の経過など報告書を提出していただき、農業委員会の中で災害が起きたときの防御策というのを聴き取りしたうえで農業委員会としての意見をまとめまして、許可相当、不許可相当といった意見書を県知事に提出することになります。それらを基に県知事が決定するという事になっています。現行の制度においても隣接農地所有者以外にも、そのような災害の恐れがある場合には同意や説明を求めることもできるわけですので、そのようにやっていきたいと考えております。〇〇番〇〇です。この件については、災害の恐れがあるということで、申請者に同意を取るよう指導されたのですか。

〇〇番 委員

平田 局長

この申請地については農振振興地域の当初抜きでもあります。そういうこともあり、特に隣接者以外に同意は求めていません。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この後引き続き、更に大規模な発電施設が予定されて



おり、これを皆が心配しています。その時には周辺の同意や説明会など、指導をされるのか。

平田 局長 地元で不安があるということでしたら、指導は致します。また、転用の前に農業振興地域から除外する手続きを行う必要があり、農業振興地域の整備計画の変更についても、市で一定の期間、市民に対し縦覧する制度があります。この地区については現在、行政局の方でも来月の5日まで建設課で縦覧しております。その期間中に地権者以外の一般の住民についても意見のある方は申出ることができますのでご利用していただきたいと思えます。

議 長 地元委員としては地元の反対があれば、許可相当と判断することは難しいと思えます。町内会等で話を持つよう農業委員さんが指導するぐらいしかできないのでは思っているところです。行政的には不許可相当とすることは難しいようです。このような案件に対しては行政にも相談をかけながら進めていきたいと思えます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。太陽光発電施設が原因で災害がおこった事例等があるのかどうか調べてみていただきたいと思えます。

議 長 事務局、その点よろしくをお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。不許可相当と判断するのはなかなか難しいと思えます。県河川の担当課とも話しあいながら進めなければならないと思えます。

議 長 災害が起こりうるという事例につきましては、皆さんの協議をもって決めていきたいと思えます。それでは3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番について異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請4件異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 続いて、議案第7号事業計画変更申請（農地法第5条）についても異議なしと、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 8ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は161㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より1か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,066㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は817㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上3件につきまして、ご審議の程よろしくをお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より東へ400m、現況は梅畑、東側と南側は堤防敷、西側が畑で同意書あり、北側がハウスで同意書あります。低地のため水に浸かるような場所です。そのため40cmの盛土し再度梅を栽培します。雨水は自然浸透及び側溝へ排水します。問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より西へ100m、現況は休耕畑、東側が畑で同意書あり、西側が歩道、北側と南側が公衆用道路です。東側の畑の高さまで、約88cmの盛土をして梅を栽培します。水利組合の同意もあり、雨水は自然浸透及び側溝へ排水します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より東へ700m、現況は水田、東側が田、南側が畑、西側が農道と排水路、北側が県道です。作業性を良くするため周辺農道と同じ高さまで盛土したいということです。擁壁して盛土は120cm、雨水は自然浸透及び排水路へ流します。問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。ここは河川改修で残った狭い土地です。梅も既に切られております。盛り土して再度梅畑にするということで異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。新しく道ができるまでは田を耕作していましたが、できてからは少し面積が狭くなっています。今回、盛り土して梅畑にするということです。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明の通りです。異議ございません。

議 長 はい、以上3件について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7,500㎡、他1筆、合計8,820㎡、競売に付される土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、入札期間は平成28年9月23日から9月30日まで、営農計画書ありです。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。営農計画書もあり異議ございません。

議 長 はい、他にございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。買受適格証明とは何ですか。

松平 主査 競売の適格証明ですが、〇〇〇〇さんが債務者で相続財産が競売に付されるということです。競売には誰でも参加できるということではなく、下限

面積等の条件を満たしていなければ、競売に参加できないことになっています。そのため、田辺市内外在住を問わず、競売に参加される方は全員、この適格証明が必要となっています。

〇〇番 委員  
平田 局長

〇〇番〇〇です。ここでいう適格というのはどのようなことか。

3条申請と同じような形です。下限面積以上の農地を持っているか、また、競売後、農業をやっているか等、営農計画書を出していただいて、こちらで審議いただきます。また、今回の場合、申請者が〇〇〇〇の方でしたので、通作の方法や周辺農地への影響等に関し問うたところ、通作には〇〇〇〇、周りの農地所有者の意見を聞いて消毒等行いますとのことでした。はい、以上1件について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長

委員 全員  
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長

10ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は3,180㎡、他4筆、合計6,801㎡、希望価格は5筆で204万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地を視てきました。〇〇〇〇に面した休耕畑です。南高梅、小梅等が収穫されていた畑のようです。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。議案第6号1件について、あっせんすることに異議ございませんか。

委員 全員  
議 長

異議なし。

それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。

それでは、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、よろしく申し上げます。以上あっせんについて、委員の皆さん方ご苦勞様ですが、よろしく申し上げます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査

12ページをお願いします。報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿は確定していません。現況は畑です。面積は1,612㎡の内12.50㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫兼作業棟等12.50㎡、転用面積は12.50㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長

報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。換地計画について、当委員会の同意を求められていますので、説明をお願いします。

農振課 鈴木 県の地滑り対策の工事と平行して、最終的には農地に戻すという換地の作業を進めてきて、先日、権利者会議が開かれ、権利者皆さんの一定の同意を得たところでありますので、農業委員の皆さんの同意をお願いしたいと思います。資料の二枚目が換地後の区画の状況です。土地改良の換地といいますのは、登記簿上で分筆や合筆するものではございません。従前の土地の形状が最終的には二枚目のように形が変わるという手法であります。地番につきましては、従前の地番は使わずに、この地区の最終地番以降で割り当てていくということになっています。住宅用地については従前の地番を使っていますが、他の土地については新しい地番が付いております。宅地が〇〇〇〇番地で、元々宅地であったところが、雑種地或いは非農用地で4筆、その他は農地、道路、水路となっています。面積的には例えば〇〇〇〇番地で2, 166㎡です。道路については従前は軽トラックの車幅程度でしたが、メインの道路幅員は5mちょっと、その他は4mと広がっています。また、水路も付け替えて一定の幅となっています。この地区全体の面積は、約2.5haでございます。元々は田であったが埋まってしまうと、高いところでは10m程、高くなってしまい、土を取り除くことはできないということで、田を諦めて、畑で使うことになりました。農地でいえば換地前は約1.1ha、換地後では約1haです。また、地権者の方々には非農用地以外は農地転用はできませんよという説明は申し上げております。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、只今の土地改良法による換地計画に同意することについて、異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。その他に、8月の県農業会議提出案件の5条2件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようございましたら、事務局から報告案件がございます。

岡内 係長 本宮行政局総務課地籍調査係から地籍調査の結果についての協議について報告する。

松平 主査 農地相談について、農業者年金の加入者推進について報告する。

議 長 はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもあり

ありがとうございました。

午後 3 時 5 2 分終了